

平成27年度地盤沈下調査結果

公害としての地盤沈下は、地下水の過剰揚水により、地下水位が低下し、地層が収縮することによって生じる現象です。一般に、一旦沈下が起こると元に戻すことは不可能であるため、定期的な調査・監視により早期発見と未然防止が重要となります。

●精密水準測量

平成27年度は、市内390箇所（有効水準点*282箇所）の水準点において標高を測定しました。前年と比較して、33箇所の水準点で沈下が見られ、全て2cm未満の沈下であり、最大沈下は高津区向ヶ丘に設置してある水準点で、0.64cmでした。

平成23年度から27年度までの水準測量結果の経年推移は、右表のとおりです。

精密水準測量結果の経年推移

項目	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
調査水準点数	331	412	414	411	390
有効水準点数	285	321	283	282	282
沈下水準点数計	285	41	275	175	33
2cm未満	9	41	275	175	33
2cm以上4cm未満	270	0	0	0	0
4cm以上	6	0	0	0	0
年間最大沈下量	11.28cm	1.31cm	1.28cm	1.05cm	0.64cm

*有効水準点：前年度と対比が可能な水準点

●地下水位

市内に11箇所の観測用井戸を設け、地下水位等の常時監視を行っています。地下水位の変動を経年的にみると、昭和52年頃からおおよそ水位は安定しています。各観測用井戸における平成27年度平均地下水位の前年度との差は-0.36m～1.24mであり、全観測用井戸で大きな変動は見られませんでした。



市内の観測用井戸位置図

●地下水揚水量の推移

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づき、許可又は届出対象の揚水施設を設置している事業者には揚水量の報告を求めており、平成27年度の総揚水量は約129,526m³/日で、前年度より約2,464m³/日減少しました。経年的には、昭和40年代後半以降大幅に減少しましたが、平成5年度以降は多少の増減があるものの横ばいで推移しています。

問い合わせ：環境局水質環境課 TEL 200-2522 FAX 200-3922

平成27年度土壌調査結果

市では、土壌汚染対策法（以下「法」という。）及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）に基づき、事業者又は土地所有者等（以下「事業者等」という。）に対して、工場等の移転若しくは廃止又は再開発等の機会に、土壌調査及び汚染土壌の処理対策について指導しています。

1 土壌調査

平成27年度に法又は条例に基づき、事業者等が、土壌調査を実施した件数は60件でした。そのうち、土壌汚染が確認されたものは18件となっています。

平成27年度の汚染事例数（区別） 単位：件数

川崎区	幸区	中原区	高津区
11	1	5	1
宮前区	多摩区	麻生区	合計
0	0	0	18

2 汚染土壌の処理対策

平成27年度に法又は条例に基づき、事業者等が汚染土壌の処理対策を実施した件数は35件でした。

法又は条例に基づき事業者等が土壌調査を実施して、汚染が確認された場合は、処理対策が完了するまで、その調査結果等を市で公表しています。公表している情報は環境局水質環境課の窓口にて台帳でご覧になれます。また、公表情報の概要についてはホームページに掲載しています。

市ホームページ：<http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-1-7-0-0-0-0-0-0-0.html>

問い合わせ：環境局水質環境課 TEL 200-2534 FAX 200-3922